

古殿町告示第50号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項及び古殿町財務規則(昭和59年古殿町規則第1号)第122条第1項の規定により、古殿町を発注者として、指名競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のように定める。

令和6年10月9日

古殿町長 岡部 光 徳



(資格の審査を受けることができない者)

第1 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
2. 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
3. 町税を滞納している者
4. 県税を滞納している者
5. 消費税又は地方消費税を滞納している者
6. 資格の審査に関する申請書、その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
7. 審査基準日(資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。)の直前3年の事業年度において、次のいずれかの森林整備業務(工事等による支障木の伐採に係るものを除く。)について公的機関(国、地方公共団体、森林整備法人(分収木特別措置法(昭和33年法律第57号)第9条第2号に規定する森林整備法人をいう。)、独立行政法人森林総合研究所)からの受託した実績のない者
 - (1) 造林事業(地拵^{じごしら}え、新植及び改植をいう。)
 - (2) 保育業務(捕植、樹下植栽、下刈り、除伐、枝打ち、萌芽^{ほうが}整理、かき起こし、倒木起こし、つる切り、雪起こし、根踏み、刈出し及び施肥をいう。)
 - (3) 間伐処理(保育間伐、本数調整伐、収入間伐、受光伐及び抜き伐りをいう。)
 - (4) 主伐業務(主伐及び整理伐をいう。)
 - (5) その他森林の整備のために必要な業務(病虫獣害防除又は防火線の新設若しくは管理、作業路の新設若しくは補修、生活圏の森林除染(住居等近隣の林縁部から概ね20メートル程度の範囲における森林除染をいう。)又は道路、河川若しくは公園の植栽維持その他管理運営上必要な業務をいう。)

8. 次のいずれかに掲げる者を2名以上雇用していない者
- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項の技術士であって、森林部門に係る登録を受けているもの
 - (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)附則第3条第1項の林業専門技術員資格試験に合格した者若しくは同条第2項の林業改良指導員資格試験に合格した者
 - (3) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成8年農林水産省令第25号)第1条第1項に規定する研修修了者名簿への登録を受けた者
 - (4) (1)から(3)に定める者のほか、別表1に定める者
9. 森林整備に係る技術を有する者として別表2に定める者を5名以上雇用していない者

第2 資格の審査及び認定

競争入札に参加することができる者は、1月1日を審査基準日として申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)により町長に資格の審査を申請し、第1の第7号の(1)から(5)までに掲げる業務の区分ごとに審査を受け、資格を有する者(以下「入札参加有資格者」という。)として認定された者とする。

第3 資格の審査の申請の方法

資格の審査を受けようとする者は、所定の森林整備業務競争入札参加資格審査申請書に審査基準日の直近2年の各事業年度の財務諸表その他町長が定める書類を添えて町長に申請しなければならない。

第4 資格の審査の申請の時期

令和7年1月6日から同月31日までとする。

第5 申請書等の提出先

申請書等は、郵送又は持参により古殿町総務課に提出すること。

第6 資格の有効期間

資格の有効期間は、審査基準日の属する年の4月1日から2年間。

第7 変更の届出

入札参加有資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに、その内容を所定の用紙により古殿町総務課に届けなければならない。

- (1) 商号または名称

- (2) 代表者の氏名
- (3) 住所又は所在地
- (4) 第1の第4号若しくは第5号に掲げる資格要件を欠くこととなったとき又は満たすこととなったときはその旨
- (5) その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

第8 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第1の1又は2のいずれかに該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。

附 則

1. 令和7年1月1日から施行する。
2. 令和4年古殿町告示第39号は、廃止する。

別表1(第2条関係)

区分		内容
技術士		技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項の技術士であつて、森林部門に係る登録を受けた者
林業普及指導員 林業専門技術員 林業改良指導員		森林法(昭和26年法律第249号)第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)附則第3条第1項の林業専門技術員資格試験に合格した者若しくは同条第2項の林業改良指導員資格試験に合格した者
基幹林業作業士 林業技能作業士 林業作業士 (認定証)		林業労働力対策実施要領(昭和45年7月31日付け45林野済第95号林野庁長官通知)の規定による都道府県知事の認定を受けた者(上記に掲げる者のほか、平成8年以前に、林業労働力対策実施要領(昭和45年7月31日付け林野済第95号林野庁長官通知)の規定による都道府県知事の認定を受けた者)
林業技士		社団法人日本森林技術協会の登録を受け資格が有効である者
青年林業士		林業後継者育成対策等事業実施要領(昭和58年4月4日付け58林野普第78号)に規定する青年林業士として都道府県知事の認定を受けた者(指導林家等実施要領(平成12年4月1日付け12林野普第53号林野庁長官通知)に規定する青年林業士として都道府県知事の認定を受けた者)
フォレストリーダー (現場管理責任者) フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)		「緑の雇用」現場技能者育成対策事業研修修了者名簿に登録され資格が有効である者
その他	1級造園施工管理技士	建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第27条に規定する技術検定試験に合格した者
	2級造園施工管理技士	
	1級造園技能士	職業能力開発促進法(昭和44年7月18日法律第64号)第46条に規定する技能検定試験に合格した者
	2級造園技能士	
実務経験者(注)		公的機関(国、地方公共団体、森林整備法人及び独立行政法人森林総合研究所)から受託した森林整備業務(道路・河川・公園の植栽維持及び下請を含む)において、管理業務の実務経験を5年以上有する者(ただし、上記「その他」に記載する者を専門技術者として受託した海岸地域における防災林造成事業(以下、海岸防災林造成事業と言う)における実務経験を除く)

※ただし「その他」の資格は、海岸防災林造成事業の受注を希望する申請者に限り「その他森林整備業務(道路・河川・公園の植栽維持)の実績を有し、建設業法に定める「造園工事」の許可を受けている者とする。

別表2

区分	内容
労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)に基づき、右に掲げる免許・講習・故油井区を受けた者	(1) 刈払機作業に係る安全衛生教育 (2) 伐木等の業務に係る特別教育、チェーンソー取扱の業務に係る特別教育 (3) 玉掛技能講習、玉掛けの業務に係る特別教育 (4) はい作業主任者(技能講習) (5) クレーン運転士免許、クレーンの運転の業務に係る特別教育、移動式クレーン運転士免許、小型移動式クレーン運転技能講習、移動式クレーンの業務に係る特別教育 (6) フォークリフト運転技能講習、フォークリフトの運転の業務に係る特別教育 (7) 車両系建設機械運転技能講習、小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育 (8) ショベルローダー等運転技能講習、ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育 (9) 不整地運搬車技能講習、不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育 (10) 林業架線作業主任者(免許、機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 (11) 地山の掘削作業主任者(技能講習)
実務経験者(注)	森林整備業務における現場業務の実務経験を5年以上有する者

注1 実務経験期間の数は、当該業務に従事した月数が通算で12か月あることをもって1年とする。

2 実務経験期間は、登録を希望しない業務の従事期間を含めることができる。ただし、1に掲げる実務経験者については、登録を希望する業務の従事期間を有すること。